

安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、安芸市介護職員等資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護職員等が次に掲げる研修を受講した受講料等の一部を支援することにより、市内に所在する介護サービス事業等を行う事業所（以下「事業所」という。）における新たな人材の参入と職員の定着及びキャリアアップを促進し、もって介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図ることを目的とする。

- (1) 介護職員初任者研修
- (2) 介護福祉士実務者研修

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修に係るものをいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は第6号に規定する研修をいう。
- (3) 介護サービス事業等 次に掲げる事業をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームの運営（公的機関が設置、運営する養護老人ホームは除く。）
- (4) 介護サービス事業者等 事業所を市内に有する法人をいう。

- (5) 介護職員等 介護サービス事業者等に直接雇用され、入浴介助、排せつ介助、食事介助等の身体介護、訪問による身体介護、生活援助、移動支援その他これらに準ずる利用者への直接的な介護業務に主として従事する者をいう。
- (6) 受講料等 研修の実施機関が受講にあたって定める受講料、テキスト代及び実習代とし、補講等に係る費用、各種手数料及び研修の受講に伴う交通費、宿泊費等は含まないものをいう。
- (7) 支給金 介護サービス事業者等において、介護職員等が負担した受講料等の全額について、給与、賃金及び諸手当等と明確に区別して介護職員等に支給した金銭をいう。
- (8) 高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する全日制、定時制及び通信制の高等学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。
- (9) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人にあつては第 1 号、法人にあつては第 2 号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

（1）個人の補助対象者

- ア 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- イ 安芸市の市税の滞納がないこと
- ウ 研修を修了した日から申請日まで引き続き、市内の事業所に介護職員等として勤務している者
- エ 申請日において、次条に規定する補助対象経費の支払いを完了している者
- オ 補助対象経費について、国、県又は他の地方公共団体等から同種の助成を受けていない者

（2）法人の補助対象者

- ア 安芸市の市税の滞納がないこと
- イ 自らが雇用する介護職員等が受講し、修了した研修に係る受講料等を全額負担し、又は支給金を支給した介護サービス事業者等であつて、当該介護職員等が研修を修了した日から申請日までの間、市内の事業所に勤務していること
- ウ 補助対象経費について、国、県又は他の地方公共団体等から同種の助成を受けていない者

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1）個人の補助対象者 研修の実施機関に直接支払った受講料等（介護サービス事業者等

から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成に係る額を除いた額とする。)

(2) 法人の補助対象者 介護職員等が受講し修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等又は支給金

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費としない。

(1) 法人の補助対象者自らが研修の実施機関として開講する研修を、自らが雇用している介護職員等に受講させる場合の受講料等

(2) 高等学校等又は大学等の授業等において受講した研修の受講料等

3 研修の実施機関における割引制度等を利用した場合における補助対象経費の額は、当該割引制度等の適用後の額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の区分ごとに、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（受講者1人につき10万円を上限とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付申請書（個人申請にあつては様式第1号、法人申請にあつては様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 研修の修了証明書の写し

(2) 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（宛名は補助対象者のものに限る。ただし、法人の補助対象者にあつては、受講した介護職員等の宛名であるものを含む。）

(3) 雇用証明書（様式第3号。）

(4) 個人での申請の場合において、介護サービス事業者等から受講料等に対し助成を受けているときは、当該助成の額及び内容が確認できる書類

(5) 法人での申請の場合において、介護職員等に支給金を支払っているときは、支給明細書その他支給の実績が確認できる書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象となる研修を修了した日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

3 補助金の交付申請は、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修のそれぞれにつき、受講者1人に対し1回限り行うことができる。

4 同一の受講に係る補助対象経費については、個人及び法人のいずれか一方のみが申請で

きるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定等の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、同日以後に修了した研修に適用する。

安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付申請書

年 月 日

安芸市長 様

安芸市介護職員等資格取得支援事業に関し、補助金の交付を受けたいので、安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
住所	〒 ー		
電話番号			
勤務先事業所名			
勤務先住所	〒 ー		

2 研修の受講内容

受講研修名	該当するものに✓を入れてください。 ☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修
研修実施機関名	
研修修了年月日	年 月 日修了

3 補助金交付申請額

(A) 受講料等支払額（研修実施機関における割引制度等利用額を除く）	円
(B) 事業所等からの助成額	円
国、県、又は他の地方公共団体等から同種の補助金等の利用の有無	該当するものに✓を入れてください。 ☐ 無 ☐ 有（本事業の対象外となります。）
(C) 補助対象経費（(A) - (B)）	円
(D) 補助対象経費の 2 分の 1（(C) × 1/2）	円
(E) 交付申請額（D の千円未満を切り捨てた額）	円（上限 10 万円）

4 補助金の振込先（申請者本人名義の口座に限る）

金融機関名	銀行・金庫・農協	本店・支店・支所
口座種別・口座番号	普通 ・ 当座	口座番号()
名義人（カタカナ）		

5 同意及び確認事項

- ☐私は、補助金交付決定にあたり、住民登録及び市税の納付状況について市が調査することに同意します。
- ☐私は、市税の滞納はありません。

【添付書類】

- ☐研修の修了証明書の写し
- ☐受講料等の領収書の写し（宛名は申請者のものに限る。）
- ☐雇用証明書（様式第 3 号）
- ☐勤務先から受講料等に対する助成を受けている場合は、その助成額及び内容が確認できる書類

安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付申請書

年 月 日

安芸市長 様

安芸市介護職員等資格取得支援事業に関し、補助金の交付を受けたいので、安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、本申請にあたり、当法人は市税の滞納がないこと、及び対象経費について他の助成を受けていないことを誓約し、市が公簿等により調査することに同意します。

1 申請者（法人）情報

法人名			
所在地	〒 ー		
代表者職氏名			
電話番号		担当者名	

2 受講した介護職員等の情報及び研修内容

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
勤務先事業所名			
勤務先住所	〒 ー		
受講研修名	該当するものに✓を入れてください。 ☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修		
研修実施機関名			
研修修了年月日	年 月 日修了		

3 補助金交付申請額

(A) 補助対象経費（法人の負担額又は支給金の額）	円（支払日： 年 月 日）
(B) 補助対象経費の 2 分の 1（(A) ×1/2）	円
(C) 交付申請額（(B) の千円未満を切り捨てた額）	円（上限 10 万円）

4 補助金の振込先（法人名義の口座に限る）

金融機関名	銀行・金庫・農協	本店・支店・支所
口座種別・口座番号	普通 ・ 当座	口座番号()
名義人（カタカナ）		

【添付書類】

- ☐対象職員の研修の修了証明書の写し
- ☐雇用証明書（様式第 3 号）
- ☐受講料等の領収書の写し ※支給金の場合は、支給明細書等実績が確認できる書類の写し。（宛名は法人名または受講者名が明記されたものに限る。）

様式第 3 号（第 7 条関係）

安芸市介護職員等資格取得支援事業 雇用証明書

年 月 日

安芸市長 様

証明者 住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

下記の者は、当事業所に雇用され、介護職員等として業務に従事していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤務先事業所名	
勤務先住所	〒 ー
採用年月日	年 月 日
雇 用 形 態	1. 正規職員 2. 臨時（パート）
主たる業務の内容 (該当するものに☑)	☐ 施設内における入浴、排泄、食事介助などの身体介護 ☐ 訪問による身体介護、生活援助又は移動支援 ☐ その他利用者への直接介護等

様式第 4 号（第 8 条関係）

安芸市指令第 号

年 月 日

様

安芸市長

安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸市介護職員等資格取得支援補助金について、安芸市介護職員等資格取得支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 審査結果

☐ 交付

☐ 不交付

2 交付決定額

金 _____ 円

3 不交付の理由（不交付の場合のみ）